

# 四 半 期 報 告 書

(第17期第2四半期)

株式会社INPEX

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	5
3 【経営上の重要な契約等】 .....	8
第3 【提出会社の状況】 .....	9
1 【株式等の状況】 .....	9
2 【役員の状況】 .....	18
第4 【経理の状況】 .....	19
1 【四半期連結財務諸表】 .....	20
2 【その他】 .....	36
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	37

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年8月10日
【四半期会計期間】	第17期第2四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）
【会社名】	株式会社INPEX
【英訳名】	INPEX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上田 隆之
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号
【電話番号】	03-5572-0233
【事務連絡者氏名】	広報・IRユニットジェネラルマネージャー 脇田 嘉博
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号
【電話番号】	03-5572-0233
【事務連絡者氏名】	広報・IRユニットジェネラルマネージャー 脇田 嘉博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期 第2四半期 連結累計期間	第17期 第2四半期 連結累計期間	第16期
会計期間	自 2021年1月1日 至 2021年6月30日	自 2022年1月1日 至 2022年6月30日	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日
売上高 (百万円)	498,397	1,098,476	1,244,369
経常利益 (百万円)	219,845	626,194	657,627
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	51,982	184,462	223,048
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	206,147	691,290	495,449
純資産額 (百万円)	3,190,728	4,020,416	3,346,409
総資産額 (百万円)	4,871,621	6,423,707	5,158,196
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	35.60	133.06	153.87
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	60.1	58.7	60.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	178,616	411,051	445,457
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△65,830	△383,708	△130,727
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△125,459	12,164	△315,215
現金及び現金同等物の四半期 (期末)残高 (百万円)	171,315	268,665	191,213

回次	第16期 第2四半期 連結会計期間	第17期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	9.45	65.20

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

(ユーラシア(欧州・NIS諸国)関連)

新たに株式を取得：株式会社INPEXノルウェー(連結子会社)、INPEX Idemitsu Norge AS(連結子会社)

なお、2022年6月30日現在では、当社グループの連結子会社は67社、持分法適用関連会社は22社となっております。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について変更があった事項は以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の項目番号に対応するものであります。)

#### I. 事業等の主要なリスク

##### 1 石油・天然ガス開発事業の特徴及びリスクについて

###### (1) 災害・事故・システム障害等のリスク

石油・天然ガス開発事業には、探鉱、開発、生産、輸送等の各段階において操業上の事故や災害等が発生するリスクがあります。また、操業に当たって様々な情報システムを利用していることから、これらの情報システムには安全対策が施されているものの、自然災害やサイバー攻撃等により、予期せぬ障害が発生し、操業が停止するリスクがあります。このような情報システムの予期せぬ障害、事故や災害等が生じた場合には、保険により損失補填される場合を除き設備の損傷によるコストが生じることがあり更には、人命にかかわる重大な事故又は災害等となる危険性があります。また、その復旧に要する費用負担や操業が停止することによる機会損失等が生じることがあります。

また、当社グループの関連プロジェクトで労働争議が行われた場合や、新型コロナウイルス感染症等の感染症の流行・拡大により、操業に必要な従業員等の不足、資機材・サービス等の調達や生産物の輸送の困難、産油国政府による操業停止の指示・命令、共同事業を行っている場合のパートナーの方針変更等が生じた場合には、一部又は全部の操業が停止・遅延する可能性があります。国内天然ガス事業においては、2010年1月以降、輸入LNG気化ガスを原料ガスとして購入しており、更に2013年8月以降、直江津LNG基地において輸入LNGから気化ガスを製造しておりますが、当該輸入LNG気化ガス・輸入LNGの購入先及び直江津LNG基地における事故、トラブルなどにより輸入LNG原料ガスの調達ができない場合、国内ガス田のトラブルにより国産ガスの生産ができない場合、あるいはパイプラインネットワーク上における事故、災害などによりパイプラインの操業が困難になる場合には、当社顧客へのガス供給に支障をきたすなど、当社の国内天然ガス事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、環境問題に関しては、土壌汚染、大気汚染及び水質・海洋汚染等が想定されます。当社グループでは、「環境安全方針」を定め、当該国における環境関連法規、規則及び基準等を遵守することは勿論のこと、自主的な基準を設け環境に対して十分な配慮を払いつつ作業を遂行しておりますが、何らかの要因により環境に対して影響を及ぼすような作業上の事故や災害等が生じた場合には、その復旧等のための対応若しくは必要な費用負担が発生したり、民事上、刑事上又は行政上の手続等が開始されてそれに伴う手続関連費用や損害賠償等の金銭の支払い義務が生じたり、操業停止による損失等が生じたりすることがあります。さらに、当該国における環境関連法規、規則及び基準等（新エネルギー・再生可能エネルギー等の支援策を含む。）が将来的に変更や強化された場合には、当社グループにとって追加的な対応策を講じる必要やそのための費用負担が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

これらの災害・事故・システム障害等のリスクについては、かかるリスクが顕在化することがないように事故等の発生の未然防止に努めておりますが、リスクは常時あり、顕在化した場合には当社グループの業績に多大な悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、作業を実施するにあたっては、可能かつ妥当な範囲において、損害保険を付保することとしておりますが、すべての損害を填補し得ない可能性があります。また、行政処分や当社グループの石油・天然ガス開発会社としての信頼性や評判が損なわれることによって、将来の事業活動に悪影響を及ぼす可能性があります。

###### (4) 契約期限等

当社グループの海外における事業活動の前提となる鉱区権益にかかる契約においては、鉱区期限が定められているケースが多くあります。鉱区期限が定められている契約が延長、再延長又は更新等されない場合や延長、再延長又は更新等に際し現状よりも不利な契約条件（権益比率の減少を含みます。）となった場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、これらの契約の延長、再延長又は更新等に向けてパートナーとともに努力する方針であります。産油国国営石油会社等との契約交渉の結果、既存の契約が延長、再延長又は更新等されない場合や延長、再延長又は更新等に際し現状よりも不利な契約条件（権益比率の減少を含みます。）となった場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があ

ります。また、鉱区期限が定められている契約が延長、再延長又は更新等された場合でも、その時点における残存可採埋蔵量は、生産の進展により減少することが見込まれます。当社グループでは、これに代替し得る鉱区権益の取得を図っておりますが、代替し得る油・ガス田の鉱区権益を十分取得できない場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、現在探鉱中の鉱区においても契約に探鉱期間が設定されており、鉱区内において商業化の可能性がある原油・天然ガスの存在を確認している場合であっても、当該期間終了までに開発移行の決定ができない場合などにおいては、産油国政府との協議により当該期間の延長、猶予期間の設定などに向けて努力する方針ですが、かかる協議が不調に終わった場合には、当該鉱区からの撤退を余儀なくされる可能性があります。また、一般に、契約につき、一方当事者に重大な違反があるときには、契約期限の到来前に他方当事者から契約解除をすることができるのが通例ですが、これら主要事業地域における契約においても同様の規定が設けられております。当社グループにおいては、そのような事態はこれまで発生したことはなく、今後についても想定しておりませんが、もし契約当事者に重大な契約違反があった場合には、期限の到来前に契約が解除される可能性があります。

また、天然ガス開発・生産事業においては、多くの場合、長期の販売契約・供給契約に基づいて天然ガスを販売・供給しており、それぞれ契約期限が定められております。これらの契約における期限の到来までに、延長又は再延長に向けてパートナーとともに努力する方針ですが、延長又は再延長されない場合や延長された場合でも販売・供給数量の減少などがあった場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、販売契約・供給契約の契約期間中に販売条件の変更があった場合や、プロジェクトの一部又は全部の操業が停止・遅延したこと、想定外の需要変動が発生したこと等により当社が第三者から追加の天然ガスを購入・調達する必要が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、重要事象等は存在しておりません。

## 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、持ち直しの動きがみられます。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中で、原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要があります。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす国際原油価格について、代表的指標のひとつであるブレント原油（期近物終値ベース）で当期は1バレル当たり78.98米ドルから始まりました。1月4日に開催されたOPEC及びOPEC非加盟国（OPEC+）閣僚級会合では2021年7月に開催された第19回OPEC+閣僚級会合で合意された通り本年2月においてもOPEC+全体で日量40万バレルの減産幅縮小を再確認したこと、また、1月後半においては中東域やウクライナにおける地政学リスクの高まりが意識されたこと等により原油価格は上昇トレンドを描き、1月31日には91.21米ドルまで上昇しました。2月は89.16米ドルから始まり、ロシアによるウクライナ侵攻に向けた準備の進捗等から開戦が強く意識され、2月14日には96.48米ドルまで上昇した後、2月24日のロシア軍のウクライナ侵攻によって同日には99.08米ドルと上昇しました。3月に入ってからEUを中心とした対ロ経済制裁、ロシア軍によるウクライナ南部の原子力発電所の制圧を始めとする戦況の悪化、また欧米主要国によるロシア産エネルギーの輸入禁止の動き等から3月8日には127.98米ドルと急騰しました。その後はウクライナ・ロシア間における停戦協議の進展がマーケットで意識される等、3月16日には98.02米ドルと大幅に下落した局面もありましたが、停戦協議の不調、国際原油マーケットにおけるロシア産原油の供給が減少するとの見方等を背景に3月23日には121.60米ドルまで上昇しました。4月は中国における新型コロナウイルスの再拡大と同国政府によるロックダウンから原油需要が伸び悩むとの観測等もあり、4月11日には98.48米ドルまで下落しましたが、中国における感染防止措置が一部緩和されることや、ロシアによるウクライナ侵攻継続表明を受け4月18日には113.16米ドルまで上昇しました。5月に入るとEUがロシアへの追加制裁として同国産原油の輸入を年内に禁止する案を発表したことや、中国上海市における新型コロナウイルス感染防止のための都市封鎖を解除する報道を受けて油価は上昇基調に乗り、5月31日には122.84米ドルまで上昇しました。6月は米エネルギー情報局（EIA）が発表した同国の原油・ガソリン在庫が減少したことから需給のタイト感が意識され、6月8日には123.58米ドルまで上昇しましたが、その後は欧州中央銀行（ECB）や米連邦準備理事会（FRB）が利上げを発表したことを受け、世界景気を冷やすとの見方から原油需要の低迷が意識され油価は下落し、当期は最終的に114.81米ドルで終わりました。なお、当第2四半期連結累計期間の原油の当社グループ販売平均価格は、96.29米ドルとなりました。

一方、業績に重要な影響を与えるもう一つの要因である為替相場ですが、当第2四半期連結累計期間は1米ドル122円台で始まり、円安基調で推移しました。世界的なインフレの加速を受け、インフレ抑制を急ぐ米連邦公開市場委員会（FOMC）は、5月及び6月に利上げペースを一気に速めた一方で、日本銀行は現行の金融緩和政策を継続し、指し値オペを通じて金利上昇を抑制するスタンスを改めて示したことから、日米の金融政策の違いが鮮明となりました。今後の更なる日米金利差拡大観測を受けた円売り・ドル買いの加速により、当第2四半期連結累計期間においてはほぼ一貫してドル高・円安基調で推移し、6月末の期末公示仲値（TTM）は前期末から21円67銭円安の1米ドル136円69銭となりました。なお、当社グループ売上の期中平均レートは、前年同期に比べ、15円36銭円安の1米ドル123円25銭となりました。

このような事業環境の中、当第2四半期連結累計期間は、原油及び天然ガスの販売価格の上昇により、売上高は前年同期比6,000億円、120.4%増の1兆984億円となりました。このうち、原油売上高は前年同期比4,678億円、124.6%増の8,432億円、天然ガス売上高は前年同期比1,297億円、113.1%増の2,446億円です。当第2四半期連結累計期間の販売数量は、原油が前年同期比15,502千バレル、28.0%増の70,956千バレルとなり、天然ガスは前年同期比35,466百万立方フィート、17.4%増の238,760百万立方フィートとなりました。このうち、海外天然ガスは、前年同期比33,703百万立方フィート、21.0%増の194,334百万立方フィート、国内天然ガスは、前年同期比47百万立方メートル、4.1%増の1,190百万立方メートル、立方フィート換算では44,426百万立方フィートとなっております。販売価格は、海外原油売上の平均価格が1バレル当たり96.29米ドルとなり、前年同期比33.58米ドル、53.5%上昇、海外天然ガス売上の平均価格は千立方フィート当たり6.63米ドルとなり、前年同期比2.79米ドル、72.7%上昇、また、国内天然ガスの平均価格は立方メートル当たり70円86銭となり、前年同期比29円82銭、72.7%上昇しております。売上高の平均為替レートは1米ドル123円25銭となり、前年同期比15円36銭、14.2%の円安となりました。

売上高の増加額6,000億円を要因別に分析しますと、販売数量の増加により1,195億円の増収、平均単価の上昇により3,533億円の増収、売上の平均為替レートが円安となったことにより1,247億円の増収、その他の売上高が24億円の増収となりました。

一方、売上原価は前年同期比2,137億円、91.4%増の4,475億円、探鉱費は前年同期比111億円、486.7%増の133億円、販売費及び一般管理費は前年同期比143億円、37.2%増の530億円です。以上の結果、営業利益は前年同期比3,608億円、161.3%増の5,844億円となりました。



営業外収益は持分法による投資利益の計上等により、前年同期比1,064億円、289.8%増の1,431億円、営業外費用は金融資産の条件変更から生じる損失の計上等により、前年同期比609億円、150.2%増の1,014億円となりました。この結果、経常利益は前年同期比4,063億円、184.8%増の6,261億円となりました。

法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計額は前年同期比2,693億円、153.0%増の4,453億円、非支配株主に帰属する四半期純損失は36億円です。以上の結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は前年同期比1,324億円、254.9%増の1,844億円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 日本

販売数量の増加及びガス価の上昇により、売上高は前年同期比401億円、70.4%増の971億円となりましたが、売上原価の増加により、前年同期の営業利益104億円に対し、当期は36億円の営業損失となりました。

② アジア・オセアニア

販売数量の増加及び油価・ガス価の上昇により、売上高は前年同期比1,448億円、121.1%増の2,643億円となり、営業利益は前年同期比1,032億円、233.2%増の1,475億円となりました。

③ ユーラシア（欧州・NIS諸国）

販売数量の増加及び油価の上昇により、売上高は前年同期比1,241億円、230.2%増の1,780億円となり、営業利益は前年同期比817億円、624.1%増の948億円となりました。

④ 中東・アフリカ

販売数量の増加及び油価の上昇により、売上高は前年同期比2,832億円、110.0%増の5,406億円となり、営業利益は前年同期比1,832億円、115.0%増の3,425億円となりました。

⑤ 米州

油価の上昇により、売上高は前年同期比78億円、74.5%増の183億円となり、営業利益は前年同期比65億円、140.4%増の111億円となりました。

当第2四半期連結会計期間末における総資産は6兆4,237億円となり、前連結会計年度末の5兆1,581億円と比較して1兆2,655億円の増加となりました。このうち、流動資産は7,006億円で、受取手形、売掛金及び契約資産の増加等により前連結会計年度末と比較して1,817億円の増加となりました。固定資産は5兆7,230億円で、有形固定資産及び投資その他の資産の増加等により前連結会計年度末と比較して1兆837億円の増加となりました。

一方、負債は2兆4,032億円となり、前連結会計年度末の1兆8,117億円と比較して5,915億円の増加となりました。このうち、流動負債は6,022億円で、前連結会計年度末比2,534億円の増加、固定負債は1兆8,009億円で、前連結会計年度末比3,380億円の増加となりました。

純資産は4兆204億円となり、前連結会計年度末比6,740億円の増加となりました。このうち、株主資本は2兆8,252億円で、前連結会計年度末比1,446億円の増加となりました。その他の包括利益累計額は9,441億円で、前連結会計年度末比5,007億円の増加、非支配株主持分は2,510億円で、前連結会計年度末比286億円の増加となりました。

(2) 連結キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の残高は、期首の1,912億円から当第2四半期中に増加した資金774億円を加えた2,686億円となりました。

当第2四半期連結累計期間における営業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの状況及びそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、前年同期比2,324億円増の4,110億円となりました。これは主に、販売単価の上昇等により税金等調整前四半期純利益が増加したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、前年同期比3,178億円増の3,837億円となりました。これは主に、長期貸付による支出が増加したことや、投資有価証券の取得による支出が増加したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は121億円となりました（前年同期は1,254億円の支出）。これは主に、短期借入金の純減額が減少したことや、長期借入れによる収入が増加したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は、次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社グループは、今後も増加する我が国及び世界のエネルギー需要に応え、長期にわたり引き続き、エネルギー開発・安定供給の責任を果たしつつ、2050年ネットゼロカーボン社会の実現に向けたエネルギー構造の変革に積極的に取り組みます。具体的には、石油・天然ガス上流事業を引き続き基盤事業と位置づけ、事業の強靱化とクリーン化を進めることにより、エネルギーの安定供給と気候変動への責任ある対応という二つの社会的責任を果たしてまいります。さらに、ネットゼロカーボン社会に向け、気候変動対応目標を定めるとともに、上流事業のCO2低減、水素事業、再生可能エネルギーの強化と重点化、カーボンリサイクルの推進と新分野事業の開拓、森林保全の推進の5つの事業を推進します。

## ② 財産の有効な活用及び不適切な支配の防止のための取り組み

当社グループは、資本効率性・財務健全性を意識しつつ、強固な財務体質を活かして、石油・天然ガス資源の安定的かつ効率的な供給を可能とするために事業基盤の拡大を目指し、探鉱・開発活動及び供給インフラの整備・拡充等への成長投資を行います。当社グループは、プロジェクトが生み出すキャッシュを、成長投資と株主還元でバランスよく配分することで、新たなキャッシュの創出と株主価値の増大を図り、持続的な企業価値の向上を目指します。

また、当社は、上記①の方針に基づき、投機的な買収や外資による経営支配等により、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われること又は否定的な影響が及ぶことがないよう、経済産業大臣に対し甲種類株式を発行しております。

その内容としては、i) 取締役の選解任、ii) 重要な資産の全部又は一部の処分等、iii) 当社の目的及び当社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。）の付与に係る定款変更、iv) 統合、v) 資本金の額の減少、vi) 解散、に際し、当社の株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式の株主による種類株主総会（以下、「甲種類株主総会」という）の決議が必要とされております。ただし、i) 取締役の選解任及びiv) 統合については、定款に定める一定の要件を充たす場合に限り、甲種類株主総会の決議が必要とされております。甲種類株主総会における議決権の行使に関しては、甲種類株主が令和元年経済産業省告示第37号に定める甲種類株式の議決権行使の基準に則り、議決権を行使できるものとしております。

当該基準では、上記i)及びiv)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、上記iii)の当社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。）の付与に係る定款変更の決議については、「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」、上記ii)、iii)当社の目的に係る定款変更、v)及びvi)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」のみ否決するものとされております。

さらに、当社の子会社定款においても子会社が重要な資産処分等を行う際に、上記ii)の重要な資産の全部又は一部の処分等に該当する場合には、当該子会社の株主総会決議を要する旨を定めており、この場合も当社取締役会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要としています。なお、当社の取締役会は、甲種類株主による甲種類株式の議決権行使を通じた拒否権の行使に関して権能を有しておらず、従って甲種類株式は当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## ③ 上記②の取り組みについての取締役会の判断

上記②の取り組みは、我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現及び持続的な企業価値の向上を目指すものであり、上記①の方針に沿うものであります。

また、上記②の甲種類株式は、拒否権の対象が限定され、その議決権行使も令和元年経済産業省告示第37号に定める経済産業大臣による甲種類株式の議決権行使の基準に則り行われることから、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くし、その影響が必要最小限にとどまるよう設計されておりますので、上記①の方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えております。

## (4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は791百万円であります。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,600,000,000
甲種類株式	1
計	3,600,000,001

###### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2022年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,386,667,167	1,386,667,167	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は、100株であります。その内容の詳細は(注)1をご参照下さい。
甲種類株式	1	1	非上場・非登録	単元株式数は、1株であります。その内容の詳細は(注)2及び3をご参照下さい。
計	1,386,667,168	1,386,667,168	—	—

(注) 1 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

2 甲種類株式の内容は次のとおりであります。

1 議決権

甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

2 剰余金の配当及び中間配当

甲種類株式に対する剰余金の配当又は中間配当は、当会社普通株式に対する剰余金の配当又は中間配当の額に400を乗じて算出される額にて行われる。

3 残余財産の分配

甲種類株主は当会社普通株式に対する残余財産分配の金額に400を乗じて算出される額の残余財産分配請求権を有する。

4 甲種類株主総会の決議を要する事項に関する定め

次の場合においては、甲種類株式の株主による種類株主総会(甲種類株主総会)の決議を経なければならない。なお、当会社株主総会の招集通知を発する場合、当会社は、甲種類株主に対して、当該招集通知の写しを送付するとともに、甲種類株主総会の開催の有無につき通知するものとする。甲種類株主総会を開催する旨の通知は甲種類株主総会の招集通知を発することによりなされるものとする。

(1) 取締役の選任又は解任にかかる当会社株主総会決議時点において、当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当会社普通株式の単一の株主又は単一の株主とその共同保有者が保有していた場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「取締役の選任又は解任における100分の20要件」という。)の当該取締役の選任又は解任

(2) 当会社の重要な資産の処分等を行おうとする場合

(3) 当会社子会社が重要な資産の処分等を行おうとする場合に、当会社子会社の株主総会において当会社が議決権を行使しようとする場合

- (4) 以下の事項に関する定款変更を行おうとする場合（当社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合において、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、又はこれらを目的とする契約において定款変更の定めが含まれる場合の当該定款変更に関する甲種類株主総会の要否、及び当社が株式移転をする場合において、新設持株会社の定款の規定が当社の定款の規定と異なる場合の当該株式移転契約の承認に関する甲種類株主総会の要否については、下記(5)の規定によれば合併、株式交換、株式移転に関する甲種類株主総会の決議が不要な場合であっても、本規定に従ってこれを決する。）
- ① 当社の目的
  - ② 当社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。）の付与
- (5) 当社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合。ただし、以下の各号に該当する場合を除く。
- ① 合併において当社が存続会社となる場合。ただし、合併完了時点において当社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主又は単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合（ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該合併を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）（以下、「合併における100分の20要件」という。）を除く。
  - ② 株式交換において当社が完全親会社となる場合。ただし、株式交換完了時点において当社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主又は単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合（ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株式交換を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）（以下、「株式交換における100分の20要件」という。）を除く。
  - ③ 株式移転において新設持株会社を設立する場合で、甲種類株主が当社定款上有する権利と同等の権利を有する当該新設持株会社の種類株式が甲種類株主に付与されることが、株式移転のための株主総会で決議された場合。ただし、株式移転完了時点において新設持株会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主又は単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合（ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株式移転を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）（以下、「株式移転における100分の20要件」という。）を除く。
- (6) 当社の株主への金銭の払い戻しを伴う当社の資本金の額の減少を行おうとする場合
- (7) 当社が株主総会決議により解散をする場合
- (8) 100分の20要件に関するみなし規定
- ① 取締役の選任又は解任  
取締役の選任又は解任について甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、取締役の選任又は解任における100分の20要件が当該決議の対象となった取締役の選任又は解任にかかる当社株主総会決議時点において充足されていたものとみなす。  
甲種類株主は、取締役の選任又は解任について甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当社株主総会において取締役を選任又は解任する旨の決議がなされた場合には、当社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、取締役の選任又は解任における100分の20要件が当該取締役の選任又は解任にかかる当社株主総会決議時点において充足されていなかったものとみなす。
  - ② 合併、株式交換、株式移転  
当社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件及び株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換又は株式移転にかかる当社株主総会決議の時点において充足されていたものとみなす。  
甲種類株主は、当社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当社株主総会において当社にかかる合併、株式交換、株式移転を行う旨の決議がなされた場合には、当社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件、株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当社株主総会決議の時点において充足されていなかったものとみなす。

## 5 甲種類株式の取得請求権及び取得条項に関する定め

- (1) 甲種類株主は、いつでも、当会社に対し、書面によって、金銭の交付と引き換えに当会社が甲種類株式を取得することを請求することができる。
- (2) 当会社は、甲種類株式が公的主体以外の者に譲渡された場合、取締役会の決議により、当該譲受人の意思にかかわらず、金銭の交付と引き換えに甲種類株式を取得することができる。なお、甲種類株主は、甲種類株式を譲渡する場合には、当会社に対して、その旨及び相手先の名称を、事前に通知しなければならない。
- (3) 甲種類株式の取得価格は、上記(1)の場合は取得請求日、上記(2)の場合は取得日の前日（以下あわせて「取得価格基準日」という。）の時価に400を乗じて算出される額によることとする。当会社普通株式が東京証券取引所に上場されている場合は、当会社普通株式一株当たりの東京証券取引所における取得価格基準日の終値と同一の価格をもって取得価格基準日の時価とする。取得価格基準日の終値が存在しない場合には、同日より前の最も直近の日における終値によることとする。

## 6 定義

甲種類株式にかかる上記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいう。以下、他の会社等の意思決定機関を支配している者とは、次の各号に掲げる者をいう。
  - ① 他の会社等の議決権（種類株式の議決権を除く。以下種類株式の議決権につき言及する場合を除き同じ。）の過半数を自己の計算において所有している者
  - ② 他の会社等の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している者であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する者
    - イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。
    - ロ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
    - ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
    - ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。
    - ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
  - ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている者であつて、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する者
  - ④ 他の会社等の種類株式（議決権のないものを除く。）のうちある種類のものについて、その議決権の過半数を自己の計算において所有している者
- (2) 「会社等」とは、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。

- (3) 「関連会社」とは、ある者（その者が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。ある者が他の者（個人を含む。）の関連会社である場合の他の者もある者の関連会社とみなす。子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。
- ① 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有している場合
  - ② 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の15以上、100分の20未満を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
    - イ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
    - ロ 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っていること。
    - ハ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。
    - ニ 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。
    - ホ その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
  - ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を占めているときであって、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合
- (4) 「共同保有者」とは、以下のいずれかに該当する者を総称していう。
- ① 単一の株主が、当会社の株式の他の保有者と協力して、当会社の経営に継続的に影響を与えることを合意している場合の当該他の保有者
  - ② 単一の株主の配偶者、親会社若しくはその意思決定機関を支配する個人、子会社若しくは関連会社、又は単一の株主の親会社若しくはその意思決定機関を支配する個人の単一の株主以外の子会社であって当会社の株式を保有している者
  - ③ ①に定める他の保有者の配偶者、親会社若しくはその意思決定機関を支配する個人、子会社若しくは関連会社であって当会社の株式を保有している者
  - ④ 単一の株主の配偶者の子会社又は関連会社（単一の株主及びその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社又は関連会社となる者を含む。）であって当会社の株式を保有している者
  - ⑤ ①に定める他の保有者の配偶者の子会社又は関連会社（①に定める他の保有者及びその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社又は関連会社となる者を含む。）であって当会社の株式を保有している者
- (5) 「甲種類株式」とは、当会社の定款第3章に規定する種類株式をいう。
- (6) 「公的主体」とは、国又は国が全額出資する独立行政法人をいう。
- (7) 「子会社」とは、会社等又は個人が他の会社等の意思決定機関を支配している場合の当該他の会社等をいい、親会社及び子会社、子会社の意思決定機関を支配する個人及び子会社、又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社又は個人の子会社とみなす。

- (8) 「重要な資産の処分等」とは、当会社又は当会社子会社における、資産の売却、事業譲渡、現物出資、会社分割（ただし、現物出資又は会社分割の実施後、当会社が、出資先会社又は会社分割における承継会社若しくは新設会社の、親会社となる場合を除く。）、及び担保設定その他の処分、並びに当会社子会社株式・持分の売却（ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、当会社子会社株式・持分の売却後、当会社が当該子会社の、親会社となる場合を除く。）その他の処分、当該処分により当会社又は当会社子会社が受領する対価若しくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合又は直近に作成された連結財務諸表における連結売上高において当該処分にかかる資産による売上高の占める割合が100分の20以上である場合のいずれかをいう。なお、当会社子会社株式・持分の売却には、合併、株式交換、株式移転及び当会社連結子会社が行う第三者割当増資（ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、合併、株式交換、株式移転又は第三者割当増資の実施後、当会社が合併による存続会社若しくは新設会社、株式交換若しくは株式移転における完全親会社、又は第三者割当増資を行った当会社子会社の、親会社となる場合を除く。）を含むものとする。また、当会社子会社株式・持分の売却の場合、当会社又は当会社子会社が受領する対価は、株式・持分の売却の場合は当会社子会社の一株・一出資口当たり売却価格に売却直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、合併、株式交換、株式移転の場合は合併比率（合併により解散する会社の株主・社員の所有する一株・一出資口についての、存続会社又は新設会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。）、株式交換比率（株式交換により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、完全親会社となる会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。）、株式移転比率（株式移転により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、設立される完全親会社の株式の割当の比率をいう。以下同じ。）を算出するにあたり使用された当会社子会社の一株・一出資口当たりの価値に合併、株式交換、株式移転直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、第三者割当増資の場合は第三者割当増資における当会社子会社の一株・一出資口当たりの払込金額等に第三者割当増資直後の当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額に、それぞれ対象となる当会社子会社の直近に作成された監査済貸借対照表における有利子負債（以下「有利子負債」という。）の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。会社分割及び事業譲渡の場合、当会社又は当会社子会社が受領する対価は、当会社又は当会社子会社が受領する金銭、株式その他の金額（金銭以外の資産については会社分割及び事業譲渡における当該資産の評価額をいう。）に、会社分割又は事業譲渡において当会社又は当会社子会社からの承継の対象とされた有利子負債の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。上記にかかわらず、当会社が直接株式を所有している子会社株式の処分の場合は、当該処分により当会社が受領する対価若しくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合を「重要な資産の処分等」とする。
- (9) 「取得請求日」とは、甲種類株主の書面による当会社に対する甲種類株式の取得請求の通知が、当会社に到達した日をいう。
- (10) 「単一の株主」とは、自己の計算において当会社株式を所有している者のほか、以下に掲げる者を含む。
- ① 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、当会社の株主としての議決権を行使することができる権限を有する者、又は、当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者（②に該当する者を除く。）
  - ② 投資一任契約（金融商品取引法に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、当会社株式に投資をするのに必要な権限を有する者

3 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4 株式の種類ごとの議決権の有無及びその理由

（注）2の1に記載のとおり、甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しておりません。（ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません。）

当会社定款においては、（注）2の4に記載のとおり、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株主総会の決議が必要である旨が定められております。このような機能を有する甲種類株式を経済産業大臣が保有することにより、投機的な買収や外資による経営支配等により、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われること又は否定的な影響が及ぶことがないよう、当社の役割が確保されると考えられるとともに、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国向けエネルギーの安定供給の効率的実現の一翼を担うことが期待され、対外的な交渉や信用などの面で積極的な効果も期待できること等が、甲種類株式を発行した目的であります。



5 株式の保有に係る特記事項

甲種類株式は経済産業大臣によって保有されています。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年4月1日～ 6月30日	—	1,386,667,168	—	290,809	—	1,023,802

## (5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2022年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
経済産業大臣 (注)	東京都千代田区霞が関一丁目3番1号	276,922,801	19.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	185,536,000	13.37
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	73,017,100	5.26
石油資源開発株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号	53,446,600	3.85
E N E O Sホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番2号	43,810,800	3.15
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	31,491,800	2.27
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	27,797,400	2.00
ジェーピーモルガンチェースバンク 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	19,877,951	1.43
C E P L U X - O R B I S S I C A V (常任代理人 シティバンク、エネ・エイ東京支店)	31 Z. A. BOURMICH, L-8070 BERTRANGE, LUXEMBOURG (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	19,474,292	1.40
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ ー 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	19,440,643	1.40
計	—	750,815,387	54.10

(注) 1 経済産業大臣の所有株式数には甲種類株式1株が含まれております。

2 2022年2月28日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2022年3月4日現在で以下の当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	46,961,300	3.39
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	26,007,800	1.88
計	—	72,969,100	5.26

- 3 2022年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者7社が2022年3月15日現在で以下の当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	〒100-8217 東京都千代田区丸の内 一丁目8番3号	16,354,100	1.18
ブラックロック (ネザーランド) BV (BlackRock (Netherlands) BV)	オランダ王国 アムステルダム HA1096 アムステルブレイン 1	2,933,832	0.21
ブラックロック・ファンド・マネジャー ズ・リミテッド (BlackRock Fund Managers Limited)	〒EC2N 2DL 英国 ロンドン市 ス ログモートン・アベニュー 12	2,480,392	0.18
ブラックロック・アセット・マネジメン ト・カナダ・リミテッド (BlackRock Asset Management Canada Limited)	カナダ国 オンタリオ州 トロント 市 ベイ・ストリート 161、2500号	1,566,800	0.11
ブラックロック・アセット・マネジメン ト・アイルランド・リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited)	〒4 D04 YW83 アイルランド共和 国 ダブリン ボールスブリッジ ボールスブリッジパーク 2 1階	6,973,812	0.50
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (BlackRock Fund Advisors)	米国 カリフォルニア州 サンフラ ンシスコ市 ハワード・ストリート 400	19,597,743	1.41
ブラックロック・インスティテューショ ナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エ イ． (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	米国 カリフォルニア州 サンフラ ンシスコ市 ハワード・ストリート 400	17,627,828	1.27
ブラックロック・インベストメント・マ ネジメント (ユークー) リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	〒EC2N 2DL 英国 ロンドン市 ス ログモートン・アベニュー 12	2,296,530	0.17
計	—	69,831,037	5.04

所有議決権数別

2022年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の 議決権に対する 所有議決権数の 割合 (%)
経済産業大臣	東京都千代田区霞が関一丁目3番1号	2,769,228	19.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,855,360	13.38
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	730,171	5.26
石油資源開発株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号	534,466	3.85
ENEOSホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番2号	438,108	3.16
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	314,918	2.27
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	277,974	2.00
ジェーピーモルガンチェースバンク 3 85632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決 済営業部)	25 BANK STREET, CANA RY WHARF, LONDON, E1 4 5 JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	198,779	1.43
CEP LUX - ORBIS SIC AV (常任代理人 シティバンク、エネ・ エイ東京支店)	31 Z. A. BOURMICH T, L- 8070 BERTRANGE, LUXE MBOURG (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	194,742	1.40
ステート ストリート バンク ウ ェスト クライアント トリーティ ー 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決 済営業部)	1776 HERITAGE DRIV E, NORTH QUINCY, M A 02171, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	194,406	1.40
計	—	7,508,152	54.12

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	甲種類株式 1	—	甲種類株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」の注記2に記載しております。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,386,322,900	13,863,229	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	344,267	—	—
発行済株式総数	1,386,667,168	—	—
総株主の議決権	—	13,863,229	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」には、役員報酬BIP信託の保有する株式910,363株 (議決権の数9,103個) が含まれております。

② 【自己株式等】

2022年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 役員報酬BIP信託が保有する株式は上記の所有株式数に含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

# 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	201,765	225,154
受取手形及び売掛金	168,224	—
受取手形、売掛金及び契約資産	—	251,609
有価証券	—	43,710
棚卸資産	※1 47,817	※1 59,439
その他	113,161	135,041
貸倒引当金	△12,104	△14,298
流動資産合計	518,864	700,657
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	163,165	159,943
坑井（純額）	345,946	416,095
機械装置及び運搬具（純額）	1,418,656	1,680,071
土地	18,666	18,734
建設仮勘定	292,836	331,248
その他（純額）	20,578	20,010
有形固定資産合計	2,259,849	2,626,103
無形固定資産		
のれん	29,550	42,297
その他	417,110	464,428
無形固定資産合計	446,660	506,726
投資その他の資産		
投資有価証券	403,356	703,339
長期貸付金	1,011,801	1,368,946
生産物回収勘定	548,170	527,749
その他	33,417	46,763
貸倒引当金	△652	△754
生産物回収勘定引当金	△61,871	△54,490
探鉱投資引当金	△1,400	△1,333
投資その他の資産合計	1,932,821	2,590,219
固定資産合計	4,639,332	5,723,049
資産合計	5,158,196	6,423,707

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,888	31,318
短期借入金	80,493	105,180
未払法人税等	51,350	161,117
賞与引当金	1,386	—
役員賞与引当金	200	70
事業損失引当金	9,400	13,407
探鉱事業引当金	9,444	10,506
資産除去債務	672	3,907
その他	181,051	276,788
流動負債合計	348,888	602,296
固定負債		
社債	30,000	30,000
長期借入金	1,069,721	1,265,556
株式給付引当金	100	160
特別修繕引当金	650	710
退職給付に係る負債	7,048	8,142
資産除去債務	258,339	363,694
その他	97,037	132,730
固定負債合計	1,462,897	1,800,994
負債合計	1,811,786	2,403,291
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	290,809	290,809
資本剰余金	681,398	681,558
利益剰余金	1,783,841	1,854,228
自己株式	△75,425	△1,358
株主資本合計	2,680,624	2,825,238
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,640	7,267
繰延ヘッジ損益	△16,171	9,755
為替換算調整勘定	456,972	927,122
その他の包括利益累計額合計	443,441	944,145
非支配株主持分	222,344	251,032
純資産合計	3,346,409	4,020,416
負債純資産合計	5,158,196	6,423,707



## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
売上高	498,397	1,098,476
売上原価	233,774	447,536
売上総利益	264,622	650,939
探鉱費	2,281	13,385
販売費及び一般管理費	※1 38,667	※1 53,060
営業利益	223,673	584,493
営業外収益		
受取利息	14,490	16,513
受取配当金	3,490	8,373
持分法による投資利益	—	101,371
生産物回収勘定引当金戻入益	4,371	6,779
その他	14,380	10,153
営業外収益合計	36,732	143,191
営業外費用		
支払利息	6,961	9,934
持分法による投資損失	12,978	—
為替差損	10,687	1,257
金融資産の条件変更から生じる損失	—	80,010
その他	9,933	10,287
営業外費用合計	40,560	101,490
経常利益	219,845	626,194
税金等調整前四半期純利益	219,845	626,194
法人税、住民税及び事業税	158,640	431,896
法人税等調整額	17,405	13,463
法人税等合計	176,045	445,360
四半期純利益	43,800	180,834
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△8,182	△3,627
親会社株主に帰属する四半期純利益	51,982	184,462

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
四半期純利益	43,800	180,834
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	419	4,680
繰延ヘッジ損益	△3,137	△6,061
為替換算調整勘定	142,905	465,145
持分法適用会社に対する持分相当額	22,160	46,690
その他の包括利益合計	162,346	510,455
四半期包括利益	206,147	691,290
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	209,454	685,166
非支配株主に係る四半期包括利益	△3,307	6,124

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	219,845	626,194
減価償却費	77,249	141,167
のれん償却額	3,380	4,309
生産物回収勘定引当金の増減額 (△は減少)	△4,368	△6,779
探鉱事業引当金の増減額 (△は減少)	△26	169
その他の引当金の増減額 (△は減少)	638	4,838
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	79	△444
受取利息及び受取配当金	△17,981	△24,887
支払利息	6,972	9,971
為替差損益 (△は益)	10,503	14,988
持分法による投資損益 (△は益)	12,978	△101,371
金融資産の条件変更から生じる損失	—	80,010
生産物回収勘定 (資本支出) の回収額	28,263	41,713
生産物回収勘定 (非資本支出) の増加額	△601	△3,942
売上債権の増減額 (△は増加)	△19,433	△49,578
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△6,948	△6,393
仕入債務の増減額 (△は減少)	△4,965	473
その他	△992	21,649
小計	304,594	752,089
利息及び配当金の受取額	7,664	14,711
利息の支払額	△5,812	△5,628
法人税等の支払額	△127,830	△350,121
営業活動によるキャッシュ・フロー	178,616	411,051
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	—	△2,465
定期預金の払戻による収入	—	13,548
有形固定資産の取得による支出	△63,585	△81,885
有形固定資産の売却による収入	89	142
無形固定資産の取得による支出	△1,823	△1,182
投資有価証券の取得による支出	△880	△71,198
投資有価証券の売却及び償還による収入	16,944	3,523
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△31,410
生産物回収勘定 (資本支出) の支出	△13,619	△17,748
短期貸付金の増減額 (△は増加)	162	474
長期貸付けによる支出	△17,119	△306,674
長期貸付金の回収による収入	15,195	96,559
権益取得による支出	△1,497	—
その他	304	14,609
投資活動によるキャッシュ・フロー	△65,830	△383,708

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△94,307	△1,050
長期借入れによる収入	24,806	113,851
長期借入金の返済による支出	△54,929	△72,937
社債の発行による収入	20,000	—
非支配株主からの払込みによる収入	2,013	2,781
配当金の支払額	△17,515	△38,809
非支配株主への配当金の支払額	△171	△3,121
その他	△5,355	11,449
財務活動によるキャッシュ・フロー	△125,459	12,164
現金及び現金同等物に係る換算差額	11,583	37,943
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,090	77,451
現金及び現金同等物の期首残高	172,405	191,213
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 171,315	※1 268,665

## 【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第1四半期連結会計期間より、新たに株式を取得した株式会社INPEXノルウェーとINPEX Idemitsu Norge ASを連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

### 1. 交換取引

同様の性質及び価値を持つ石油製品等を同業他社間で融通する取引(交換取引)については、純額での計上に変更しております。

### 2. 軽油引取税

軽油引取税については、第三者のために回収する額に該当するため、取引価格から控除し収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高が862百万円、売上原価が862百万円それぞれ減少しております。営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高につきましても影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積りの変更)

当社は、国内石油天然ガス生産施設及び天然ガス供給販売施設について、鉱山保安法が規定する採掘終了後の坑井掘採跡の鉱害防止義務並びに事業終了時の借地契約に伴う原状回復義務を有しております。

このうち、前連結会計年度まで一部の国内石油天然ガス生産施設は、LNG基地と相互補完的かつ有機的に関連しており、LNG導入量とのバランスを考慮した長期に亘る合理的な生産計画を策定することが困難であったこと、国内天然ガス供給販売施設については、公共性が高いエネルギーの供給インフラとして恒久的に使用する予定であったことから、撤去の時期等を予測することができませんでした。このため、前連結会計年度末までは資産除去債務を合理的に見積もることができず、資産除去債務を計上しておりませんでした。

第1四半期連結会計期間において、従前、撤去の時期等を予測できないとして資産除去債務を計上していなかった国内石油天然ガス生産施設、及び生産施設と一体として機能している一部の国内天然ガス供給販売施設について、2022年2月における「長期戦略と中期経営計画（INPEX Vision @2022）」の策定及び公表を契機に生産及び開発計画を見直した結果、撤去の時期等を合理的に予測することができるようになったことから、新たに資産除去債務を12,149百万円計上しております。この見積りの変更により、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ11,097百万円減少しております。

(追加情報)

(金融資産の条件変更から生じる損失)

在外子会社が適用する国際財務報告基準（IFRS）第9号「金融商品」に基づき計上した、認識の中止を伴わない金融資産の条件変更から生じた損失であります。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前連結会計年度の有価証券報告書の（重要な会計上の見積り）に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について、重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 棚卸資産の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
商品及び製品	16,855百万円	16,338百万円
仕掛品	948百万円	1,053百万円
原材料及び貯蔵品	30,013百万円	42,048百万円

## 2 偶発債務

銀行借入等に対する債務保証等

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
	百万円	百万円
Ichthys LNG Pty Ltd	356,450	Ichthys LNG Pty Ltd 72,169
Tangguh Trustee※	33,345	Tangguh Trustee※ 36,348
Oceanic Breeze LNG Transport S.A.	839	Clusius C.V. 1,683
カナダオイルサンド(株)	234	Oceanic Breeze LNG Transport S.A. 997
従業員（住宅資金借入）	4	Q10 Offshore Wind B.V. 745
		Sarulla Geothermal Operation Joint Operation Contractor Group 147
		妙高グリーンエネルギー(株) 35
		従業員（住宅資金借入） 3
合計	390,873	合計 112,130

※ MI Berau B.V. 及びMIベラウジャパン(株)を通じて参画するタングーLNGプロジェクトの開発資金借入（第3トレイン建設に係る借入であり、権益比率に応じた当社分の保証負担額のみを記載しております。）

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
人件費	12,487百万円	14,458百万円
（うち、退職給付費用	602百万円	453百万円)
（うち、役員賞与引当金繰入額	27百万円	70百万円)
輸送費	7,701百万円	8,245百万円
減価償却費	6,959百万円	6,895百万円
のれん償却額	3,380百万円	4,309百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
現金及び預金勘定	182,598百万円	225,154百万円
有価証券勘定	一百万円	43,710百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△11,283百万円	△200百万円
現金及び現金同等物	171,315百万円	268,665百万円



(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自2021年1月1日至2021年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	17,524	12	2020年12月31日	2021年3月26日
	甲種類株式	利益剰余金	0	4,800	2020年12月31日	2021年3月26日

(注) 2021年3月25日開催の定時株主総会による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する株式に対する配当金1百万円が含まれます。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年8月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	29,207	20	2021年6月30日	2021年9月1日
	甲種類株式	利益剰余金	0	8,000	2021年6月30日	2021年9月1日

(注) 2021年8月10日開催の取締役会による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する株式に対する配当金2百万円が含まれます。

3. 株主資本の著しい変動に関する事項  
該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自2022年1月1日至2022年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	38,826	28	2021年12月31日	2022年3月28日
	甲種類株式	利益剰余金	0	11,200	2021年12月31日	2022年3月28日

(注) 2022年3月25日開催の定時株主総会による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する株式に対する配当金4百万円が含まれます。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年8月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	41,600	30	2022年6月30日	2022年9月1日
	甲種類株式	利益剰余金	0	12,000	2022年6月30日	2022年9月1日

(注) 2022年8月8日開催の取締役会による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する株式に対する配当金27百万円が含まれます。

3. 株主資本の著しい変動に関する事項  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自2021年1月1日至2021年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	日本	アジア・ オセアニア	ユーラシア (欧州・ NIS諸国)	中東・ アフリカ	米州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	57,027	119,561	53,910	257,409	10,489	498,397	—	498,397
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	5,160	—	—	—	5,160	△5,160	—
計	57,027	124,722	53,910	257,409	10,489	503,558	△5,160	498,397
セグメント利益又は損 失(△)	10,447	44,282	13,098	159,275	4,656	231,760	△8,086	223,673

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額△8,086百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用の主なものは、報告セグメントに帰属しないのれんの償却及び一般管理部門にかかる費用であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自2022年1月1日至2022年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	日本	アジア・ オセアニア	ユーラシア (欧州・ NIS諸国)	中東・ アフリカ	米州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	97,156	264,362	178,025	540,624	18,306	1,098,476	—	1,098,476
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	10,197	—	—	—	10,197	△10,197	—
計	97,156	274,559	178,025	540,624	18,306	1,108,674	△10,197	1,098,476
セグメント利益又は損 失(△)	△3,678	147,557	94,848	342,511	11,192	592,431	△7,938	584,493

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額△7,938百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用の主なものは、報告セグメントに帰属しないのれんの償却及び一般管理部門にかかる費用であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「ユーラシア(欧州・NIS諸国)」セグメントにおいて、株式会社INPEXノルウェー及びINPEX Idemitsu Norge ASを新たに連結の範囲に含めております。当該事象によるのれんの増加額は、当第2四半期連結累計期間においては16,224百万円です。なお、のれんの金額は、当第2四半期連結会計期間末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(収益認識に関する会計基準等の適用)

(会計方針の変更)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。当該変更により、従来の方法に比べて、当第2四半期連結累計期間の「日本」セグメントの売上高が862百万円減少しておりますが、セグメント利益又は損失に与える影響はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第2四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					計
	日本	アジア・ オセアニア	ユーラシア (欧州・NIS 諸国)	中東・ アフリカ	米州	
原油	3,272	125,620	161,544	560,592	20,019	871,049
天然ガス	84,355	141,824	15,339	—	885	242,404
LPG	5	2,193	—	—	—	2,199
その他	9,390	—	1,141	—	—	10,532
顧客との契約から生じる 収益	97,025	269,638	178,025	560,592	20,904	1,126,186
その他の収益	131	△5,276	—	△19,967	△2,597	△27,709
外部顧客への売上高	97,156	264,362	178,025	540,624	18,306	1,098,476

(注) 「その他の収益」は、主に「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)及び在外子会社が適用する国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」に基づく収益であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2 四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	当第2 四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
1 株当たり四半期純利益	35円60銭	133円6 銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	51,982	184,462
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	0	0
(うち甲種類株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益) (百万円)	(0)	(0)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	51,982	184,461
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,460,205,381	1,386,326,951

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託が保有する当社株式数は、1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり四半期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前第2 四半期連結累計期間149,593株、当第2 四半期連結累計期間340,220株であります。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2022年8月8日開催の取締役会において、以下の通り会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類  | 普通株式  |
| (2) 取得する株式の総数  | 12,000万株 (上限)<br>(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 8.65%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1,200億円 (上限)                                      |
| (4) 取得期間       | 2022年8月9日から2022年12月30日まで                          |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付                                   |
- (注) 役員報酬BIP信託の保有する当社株式 (910,363株) は控除する自己株式に含まず。

## 2 【その他】

2022年8月8日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

(イ) 配当金の総額……………41,600百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………30円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………2022年9月1日

(注) 1 2022年6月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

2 甲種類株式（非上場）につきましては、株式分割を実施致しておりません。これに伴い、甲種類株式の配当については、当該分割前の普通株式と同等になるよう、定款で定めております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年8月10日

株式会社INPEX

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山崎 一彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 聡

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 清水 幹雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 諸貫 健太郎

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社INPEXの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社INPEX及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。